＼ 保育教諭確保のための資格等取得支援事業 ／

★事業の概要

保育士資格と幼稚園教諭免許状の一方を持っている方がもう一方を取得しようとする場合、入学料・授業料・教材費を１０万円まで支援します。

★対象となる人

以下の①～⑥にすべて当てはまる人

① 姫路市内の私立保育所・認定こども園で保育士または保育教諭として勤務している人
② 雇用契約において、労働時間が「月１２０時間以上」と定められている人
③ 申請時に特例制度の要件を満たしている人
④ 特例制度対象講座を受講開始後、申請年度中に資格などを取得する人
⑤ 資格取得後、勤務先で１年以上勤務する意思がある人
⑥ 保育士修学資金貸付等の類似する貸付事業の給付を受けていない人

★対象となる費用

・入学料
・受講料（授業料）
・教材費

※対象となる費用は事業者（勤務先）が負担することとなっていますが、その他の費用について負担が発生することがあります。

★申請に必要なもの

・受講に要する費用が確認できる書類
・その他申請書類（※事業者（勤務先）の指示に従ってください。）

申請は事業者（勤務先）を通じておこなっていただきますので、事業の利用を希望される方は事業者（勤務先）へご相談ください。